

## 第1章 本方針について

【P1～】

### 本市を取り巻く現状と求められる対応

- ✓ **高齢化の進展や少子化などの社会情勢の変化**  
⇒市税収入の減や社会保障関係経費の増等による慢性的な財源不足が予想されることから、将来訪れる人口減少局面への早期の対応が必要。
- ✓ **公共施設等の老朽化による負担**  
⇒公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を実現することが重要。
- ✓ **公共サービスを取り巻く環境の変化**  
⇒従来の公共サービスに捉われないこと、新しい視点や発想による多種多様な手法に積極的に取り組み、質の高い公共サービスの提供が求められている。

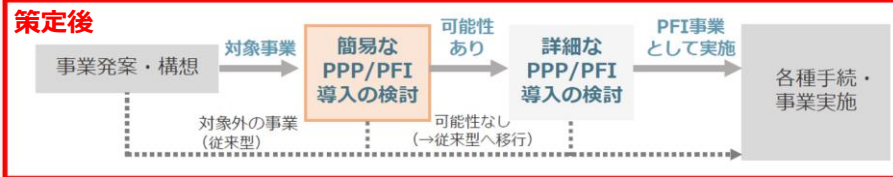
### 国の要請

人口10万人以上の地方公共団体に対して、公共施設等の整備等に当たっては、PPP/PFI手法の導入について、従来型の手法に優先して検討するための基準等を令和5年度末までに策定するよう要請。



「草津市公共施設等総合管理計画」、「草津市行政経営改革プラン」、「第2期草津市財政規律ガイドライン」をはじめ、国が提示している考え方等に基づき、公共施設等を所管する担当部署が、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための基本的な考え方や手順等を整理するため、本方針を策定する。

### 【優先的検討のイメージ】



## 第2章 PPP/PFIの概要

【P5～】

### PPP/PFIとは

- ✓ **PPP (Public Private Partnership)**  
⇒公共施設等の建設、維持管理、運営等を、行政と民間事業者が連携して行うことにより、民間事業者の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもので、「公民連携」とも呼ばれる。
- ✓ **PFI (Private Finance Initiative)**  
⇒PPPの代表的な手法の一つで、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。

## 第3章 PPP/PFI手法の導入

【P12～】

本市の公共施設等総合管理計画の体系に位置付ける公共施設等および公共施設等に付随するサービスを対象範囲とし、外部(国等)の支援を受けながら、官民対話を通じてPPP/PFI手法の導入を優先的に検討する。

### 対象範囲

#### 公共施設等

※施設に関連する土地を含む

#### 公共建築物

行政施設、教育施設、生涯学習施設、福祉施設、観光・産業振興施設、公園・スポーツ施設、住宅施設、衛生施設等

#### インフラ資産

道路、橋りょう、公園、上下水道施設等

## 第4章 優先的検討プロセス

【P14～】

公共施設等の整備等に当たり、下記のいずれかの基準に該当するものについては、原則、優先的検討プロセスの対象とする。

### 優先的検討の基準

- ✓ **事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業** (建設、製造または改修を含むもの)
- ✓ **単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業** (運営等のみを行うもの)

### 【優先的検討プロセスの概要】

ステップ1 優先的検討の開始

ステップ2 適切な手法の選択

ステップ3 簡易な検討

ステップ4 詳細な検討(導入可能性調査等)

